

「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設に関する第一次まとめ」に関する意見

2016 年 2 月 23 日パブリックコメント提出意見

日本私大教連（日本私立大学教職員組合連合）

論点 1 奨学金申請時の家計支持者の所得要件（10 頁）について

申請時の家計支持者の所得要件を設けず、全員に適用可能とすることについては、おおいに賛成する。

論点 2 返還を開始する最低年収（11 頁）について

返還を開始する最低年収を「年収ゼロ円」とすることに断固反対する。課税対象所得が 0 円（年収約 113 万円）以下の低所得者や無収入者に対してまで返還を義務づけることは、「奨学金の返還に対する不安及び負担の緩和を図る」（3 頁）とする新制度創設の趣旨を自ら否定するものである。

そもそも、課税を免除される年収額は多くの場合「最低生活費」を下回る水準である。そのような低所得者層にまで返還を義務づけることは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を定めた憲法 25 条に違反する。「第一次まとめ」では、「年収 0 円から返還を開始することが適当」（11 頁）と述べながら、その合理的理由を何ら示してもいない。言語道断というほかない。

返還を開始する最低年収は、現行の「返還免除制度」における「経済困難」認定の基準を踏まえ、少なくとも、給与所得者の場合は税込年収 300 万円、給与所得者以外の場合 200 万円を目安として設定すべきである。

論点 3 最低返還月額（11 頁）について

最低返還月額 2,000 円～3,000 円とすることに断固反対する。課税対象所得が 0 円（年収約 113 万円）以下の低所得者や無収入者に対してまで返還を義務づけることは、「奨学金の返還に対する不安及び負担の緩和を図る」（3 頁）とする新制度創設の趣旨を自ら否定するようなものである。

そもそも、課税を免除される年収額は多くの場合「最低生活費」を下回る水準である。そうした低所得者層にまで返還を義務づけることは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を定めた憲法 25 条に違反するものであり、言語道断である。

「第一次まとめ」では、所得額に関わらず最低返還月額を設定する理由として、契約関係の継続確認の必要や、返還口座の維持・管理コストを挙げている。しかし、契約関係の継続確認は定期的な通知によって可能であるし、新たな制度創設にともなって発生するコストをすべて返還者の負担により賄うことを前提にするかのような議論はやめるべきである。

論点 4 返還猶予の申請可能所得及び年数（12 頁）について

新制度においても、「返還者の経済急変に対する救済措置」として返還猶予を申請可能とす

ることは必要であり、評価できる。

しかし、いかに経済困難であっても通算10年で猶予を打ち切るとする現行制度は、あまりに冷酷である。新制度においては、現行の「返還免除制度」における「経済困難」認定の目安とされている給与所得者の場合は税込年収300万円以下（給与所得者以外の場合200万円以下）については返還を開始しないこととし、返還開始後の「経済急変」に対応した返還猶予を申請できる制度とすべきである。

論点5 返還期間（13頁）について

「第一次まとめ」は、返還期間を現行と同じく「返還完了又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで」としたうえで、「返還開始から35年間」や「65歳まで」とする可能性については「今後検討すべき事項」として先送りしている。その理由として、返還途中で返還免除するためには法律改正が必要であり、「平成29年度からの導入は困難」になるということが示されている。間に合わないから先送りするという議論は、本末転倒した議論ではないか。「できる限り速やかに新制度を導入すべき」（11頁）ことには賛同するが、「平成29年度からの導入」を絶対視する理由はどこにあるというのか。

返還期間は現行と同じといっても、現行制度では返還期間最長20年の範囲で貸与額に応じて返還月額と回数が決定することを原則としている。返還途中で「減額返還制度」や「返還猶予制度」を用いたことにより返還期間が長期化するケースは、現行制度上は例外である。しかし所得額に応じ返還額を決定する新制度では、返還期間が長期化するケースは例外ではなくなる。つまり返還期間をどう考えるかは新制度の重要な要素となる。したがって、「将来的には（中略）検討が求められる」というような無責任な表現で先送りすることはやめるべきである。

論点6 今後検討すべき事項について

（1）既に返還を開始している者等への適用（17頁）については、返還負担を軽減する観点から、早急に新制度を適用するよう検討すべきと考える。

（2）奨学金制度全般について（17頁）

高等教育の漸進的無償化を進めていくに当たって、給付型奨学金や予約型返還免除などの制度創設に向けて検討を進めることの必要性については、大いに賛同する。

しかし、「将来的な」課題としてではなく、喫緊に検討しなければならない課題として明示すべきと考える。その際、我が国の高等教育費私費負担が非常に重いものである一方、奨学金制度が諸外国に比して極めて貧困である現状を踏まえ、無利子奨学金の抜本的な拡大、各大学等の授業料減免事業に対する支援の充実を含め、総合的・計画的な施策立案を必要とする趣旨を盛り込んでいただきたい。